

○内閣府令第 号

公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行に伴い、並びに信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十四条の二及び第二十九条の二第一項（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、信託業法施行規則及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

信託業法施行規則及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令
（信託業法施行規則の一部改正）

第一条 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| | |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改正後</p> | <p>(特定信託契約)</p> <p>第三十条の二 法第二十四条の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる信託契約以外の信託契約</p> <p>イ 公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)第二条第一項第一号に規定する公益信託に係る信託契約</p> <p>「ロ」ホ 略</p> <p>二 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>(公告又は各別に催告をすることを要しない重要な信託の変更等)</p> <p>第四十一条の二 法第二十九条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 公益信託に関する法律第二条第一項第一号に規定する公益信託である場合</p> <p>「二」七 略</p> |
| <p style="text-align: center;">改正前</p> | <p>(特定信託契約)</p> <p>第三十条の二 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>イ 公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条に規定する公益信託に係る信託契約</p> <p>「ロ」ホ 同上</p> <p>二 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>(公告又は各別に催告をすることを要しない重要な信託の変更等)</p> <p>第四十一条の二 「同上」</p> <p>一 公益信託ニ関スル法律第一条に規定する公益信託である場合</p> <p>「二」七 同上</p> |

備考 表中の「」の記載は注記である。

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| | |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改正後</p> | <p>(公告又は各別に催告をすることを要しない重要な信託の変更等)</p> <p>第二十四条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)第二条第一項第一号に規定する公益信託である場合</p> <p>「三〇八 略」</p> |
| <p style="text-align: center;">改正前</p> | <p>(公告又は各別に催告をすることを要しない重要な信託の変更等)</p> <p>第二十四条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条に規定する公益信託である場合</p> <p>「三〇八 同上」</p> |

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、公益信託に関する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。